

一般社団法人 福岡県バスケットボール協会
加盟・登録規程

第1条〔目的〕

この規程は、一般社団法人福岡県バスケットボール協会(以下「本協会」という)の定款第4章第9条2項に基づき本協会に加盟・登録する手続きなどを定めることを目的とする。

第2条〔定義〕

本協会の所属団体に関する用語の意義は、次に定めるところによる。

①加盟チーム

JBAの制定したバスケットボール競技規則に基づきバスケットボール競技を行うチームであって、JBAの定める会員登録管理システムを使用してJBAに加盟したもの。

第3条〔加盟種別〕

① 加盟チームの加盟種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般 次のいずれかの連盟に所属するチームまたは主に18歳以上の選手により構成されるバスケットボールチーム

イ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (JPBL)

ロ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ (B3リーグ)

ハ 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ (WJBL)

ニ 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

ホ 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟

(2) U18 18歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは高等学校もしくは高等専門学校等の課外活動としてのバスケットボール部

(3) U15 15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは中学校等の課外活動としてのバスケットボール部

(4) U12 12歳未満の選手または小学校在学の選手により構成されるバスケットボールチーム

(5) 障がい者日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体に所属するチーム

② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。

第4条〔加盟の義務〕

① バスケットボール競技を行うチームは、毎年度本協会に加盟しなければならない。

② 本協会に加盟していないチームは、JBA、九州バスケットボール協会、本協会、または各種の連盟が主催または主管する競技会に参加することはできない。

第5条〔加盟の手続き〕

① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める会員登録管理システムを使用し、加盟料の納付を含めたJBA及び本協会への加盟手続きを完了しなければならない。

② 加盟は、会員登録管理システム上の当該チームの情報が、本協会に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第6条〔加盟料〕

加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める加盟料を、毎年度JBAおよび本協会に納付しなければならない。

種別	JBA加盟料(年間)	本協会加盟料(年間)
一般	20,000円	10,000円
U18	8,000円	4,000円
U15	5,000円	2,500円
U12	2,000円	1,000円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、JBAが承認した金額	

第7条〔加盟の取消〕

- ① 加盟チームは、所定の手続きにより、本協会への加盟を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 加盟チームが本協会への加盟を取り消しても、既に納付した加盟料は返還しない。

第8条〔加盟チームの権利および義務〕

- ① 加盟チームは、次の各号の事項に関する権利を持つ。
 - (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること
 - (2) JBAおよび本協会、もしくは九州バスケットボール協会が主催する競技会またはそれに準ずる競技会(予選会)に参加すること(ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる)
- ② 加盟チームは、次の各号の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
 - (1) JBAおよび本協会が定める加盟料および登録料を納付すること
 - (2) 選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (3) JBAが定める「ユニフォーム規程」に規定するユニフォームを用意すること
 - (4) FIBA、FIBA ASIA、JBA、九州バスケットボール協会、または本協会が主催しない有料競技会には参加しないこと(ただし、本協会が承認した場合を除く)
 - (5) いかなる時でもFIBA、FIBA ASIA、JBA、の組織またはCASもしくはJSAAの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守すること
 - (6) 所属選手がFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会の組織またはCASもしくはJSAAの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守することを確実にすること
 - (7) 競技規則を尊重すること
 - (8) 本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会の組織の諸規則から生じるその他の義務を遵守すること
- ③ 加盟チームは、JBAが定める「ユニフォーム規程」に従う。
- ④ 加盟チームは、原則として、JBAが定める指導者資格を有する16歳以上の者(所属する連盟で規定されている場合を除く)を、自己のチームに所属する指導者として、1名以上登録しなければならない。
- ⑤ 加盟チームは、原則として、JBAが定める審判資格を有する者を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上登録しなければならない。
- ⑥ 加盟チームは、外国を訪問して競技を行おうとする場合、事前にJBAの承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

- ⑦ 加盟チームは、外国からチームを招聘して交流試合等の競技を行おうとする場合、事前に J B A の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第 9 条〔加盟チームに対する制裁〕

加盟チームまたはこれに所属する登録選手が本規程に違反し、バスケットボール競技者の名誉を傷つける等の行為があった場合は、当該チームまたは選手は懲罰を科されるものとする。

第 10 条〔選手登録の義務〕

- ① 加盟チームは、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。
- ② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場の際し、登録選手に対して J B A が発行する選手登録証を携帯しなければならない。

第 11 条〔重複登録の禁止〕

- ① 選手は、2 つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- ② 前項の規定にかかわらず、B クラブ（J P B L に所属するチーム）のジュニアユースチーム（当該年度開始日において 15 歳未満の選手により構成されるチーム）設置に伴う移行措置として、平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、当該チームの特別育成選手として認められた選手については、同チームのほか、中学校またはクラブチーム（B クラブを除く）のいずれかの加盟チームに重複して登録することができるものとする。
- ③ 前項および本項の規定は、平成 33 年 4 月 1 日をもって削除する。

第 12 条〔選手登録の手続き〕

- ① 加盟チームは、原則として毎年 5 月末日までに、J B A の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。
- ② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の情報が、本協会に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第 13 条〔登録料〕

- ① 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を、毎年度 J B A および本協会に納付しなければならない。

種別	J B A 登録料(年間、選手 1 名あたり)	本協会登録料(年間、選手 1 名あたり)
一般	2,000 円	1,000 円
U18	1,000 円	500 円
U15	1,000 円	500 円
U12	800 円	400 円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、J B A が承認した金額	

- ② 前項に定める年齢は、当該年度開始日（4 月 1 日）現在の年齢とする

第 14 条〔登録の変更・取消〕

- ① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第15条〔登録有効期間〕

- ① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。
- ② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第16条〔移籍の定義〕

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチームを脱退し、別のチームに所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。

第17条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本規定に違反した場合の処分は、理事会が決定する。

第18条〔その他〕

- ① その他の必要事項については、公益財団法人日本バスケットボール協会 基本規程に準ずる。
- ② この規程に定めていない事項又は疑義、紛争が生じた時は、本協会(理事会)で処理する。

第19条〔施行〕

本規定は2019年3月12日より施行する。